

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2012年9月7日

当社は、原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき、2012年8月13日におこなった保安規定^{※1}の変更認可申請について、2012年9月6日に経済産業大臣より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

<内 容>

1. 放射性廃棄物でない廃棄物の判断および取扱い等に係る条文の追加

2008年5月27日に、原子力安全・保安院より原子力施設において設置された資材等又は使用した物品であって、放射性廃棄物でない廃棄物と判断しようとするものの適切な判断および取扱いについて、保安規定に定めるよう求める指示文書^{※2}が発出されました。

本指示文書に基づき、放射性廃棄物でない廃棄物と判断しようとするものの範囲、判断方法、取扱い等について規定した条文を追加しました。

2. 福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物の影響確認に係る条文の追加

2012年3月30日に、原子力安全・保安院より東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物の影響を考慮した適切な判断および取扱いについて、保安規定に定めるよう求める指示文書^{※3}が発出されました。

本指示文書に基づき、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物の影響を考慮する範囲、判断方法、取扱い等について規定した条文を追加しました。

3. 試験使用燃料に関する記述の削除

現行の保安規定では浜岡1号機の使用済燃料プールに貯蔵していた試験使用燃料^{※4}の取扱いについても規定しています。しかし、全ての試験使用燃料は5号機の使用済燃料プールへの運搬が完了し、現在、5号機の使用済燃料として管理しています。

このため、今後、浜岡1、2号機で試験使用燃料を取扱うことはないことから、関連する条文を変更し、試験使用燃料に関する記述を削除しました。

4. 保安に関する職務の見直しに伴う変更

保安に関する職務のうち、浜岡原子力発電所の文書管理に関する業務の所管部署の見直しをおこなうことから、関連する条文を変更しました。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2012年8月13日](#)お知らせ済み)

※1 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※2 指示文書とは、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21 原院第1号)を指します。

※3 指示文書とは、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(平成24・03・26 原院第10号)を指します。

※4 試験使用燃料とは、使用済燃料のうち、定期検査時に燃料に係る試験のみを経験した燃料のことを指します。

以上